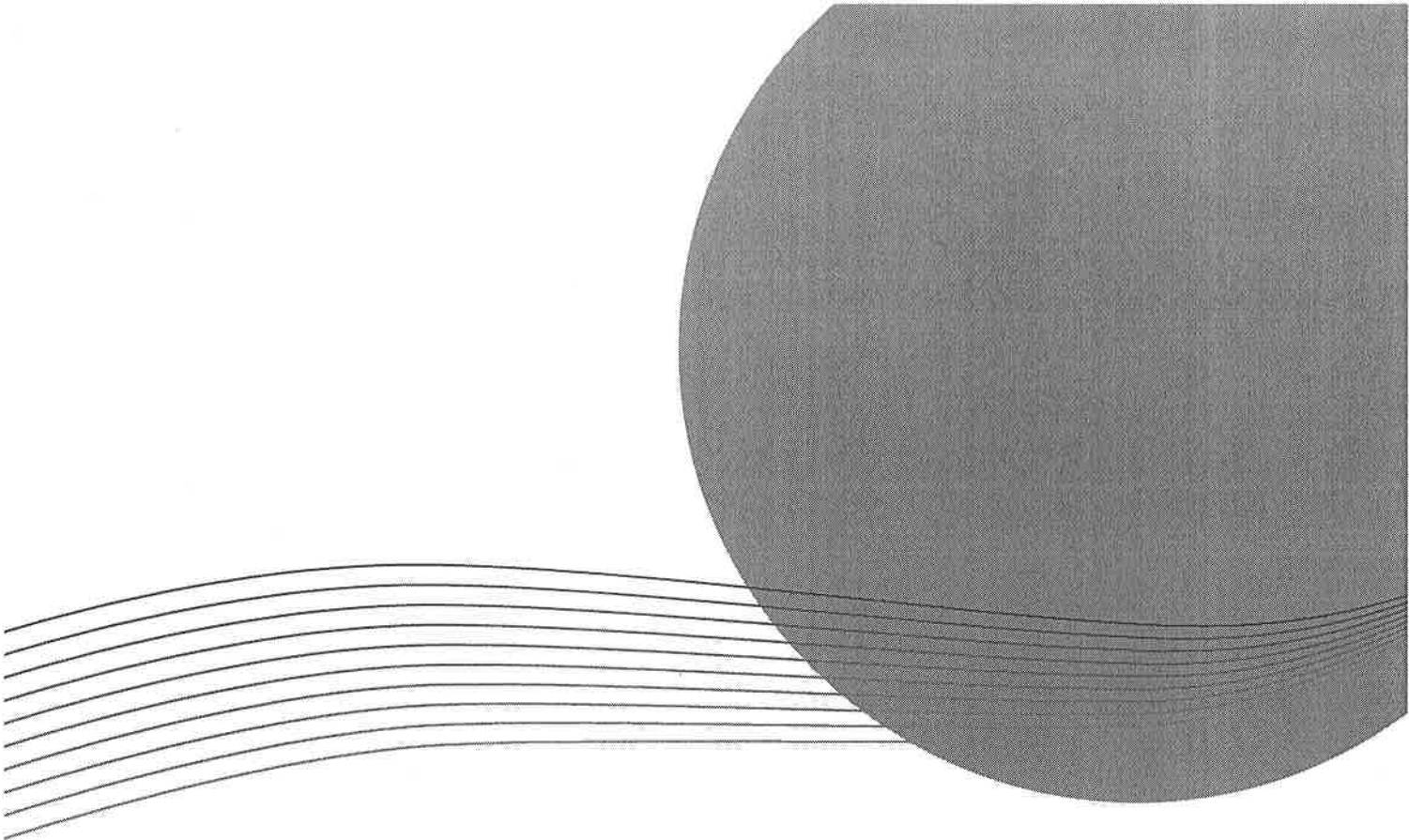




輸入申告書

価格の調整が必要な場合

仕入書価格がC I F 価格以外のものである場合その他限定列挙加算要素の加算等が必要な場合には、調整を行った上で、申告価格を計算する。

例：価格按分

- ① 仕入書価格は、F O B 価格で、
 貨物 A - \$ 9,000
 貨物 B - \$ 8,000
 貨物 C - \$ 7,500,
 G / W - 計 2,000kg とする。
- ② 為替レートは \$ 1 = ¥ 110
- ③ 申告価格は、仕入書に記載された価格に下記の運賃、保険料を加算した額を、本邦通貨へ換算した後の価格とする。本邦到着までの運賃及び保険料は、G / W 1 kg につき 1.20 米ドルが本邦で支払われる。運賃及び保険料の申告価格への振り分けは「価格按分」とする。

↓

本邦までの運賃及び保険料は、\$ 1.20×2,000kgs (G / W) = \$ 2,400 となり、価格按分して加算を行う。

仕入書価格の合計は、\$ 9,000 + \$ 8,000 + \$ 7,500 = \$ 24,500

申告価格の合計は、\$ 24,500 + \$ 2,400 = \$ 26,900

貨物 A … \$ 9,000 × $\frac{\$ 26,900}{\$ 24,500}$ × ¥ 110
 = ¥ 1,086,979.59… → ¥ 1,086,979 (円未満切捨て)

貨物 B … \$ 8,000 × $\frac{\$ 26,900}{\$ 24,500}$ × ¥ 110
 = ¥ 966,204.08… → ¥ 966,204 (円未満切捨て)

貨物 C … \$ 7,500 × $\frac{\$ 26,900}{\$ 24,500}$ × ¥ 110
 = ¥ 905,816.32… → ¥ 905,816 (円未満切捨て)

※ □ で囲んだ部分は、「先に割り算」という意味ではありません。無限小数に設定して計算する限り、結果は同様と思われますが、実際計算するときは、かけ算を先にするといいでしょう。

「価格按分」の場合の計算

$$\left(\frac{\text{各貨物の仕入書価格}}{\text{仕入書価格の合計}} \right) \times \left(\frac{\text{申告価格}}{\text{の合計}} \right) \div \left(\frac{\text{仕入書価格}}{\text{の合計}} \right) \times \left(\frac{\text{為替レート}}{\text{レート}} \right)$$

〔問題1〕

別紙1の仕入書及び下記事項により、「手袋、ミトン及びミット」の輸入申告を通関情報処理システム（N A C C S）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a)～(e)) に入力すべき品目番号を、「実行関税率表」（抜すい）を参照して、下の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f)～(j)) に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一となるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものの申告価格が20万円以下のもの（以下、「少額貨物」という。）を単独で一欄に申告する場合に入力すべき品目番号の10桁目は「E」とする。
また、単独で一欄に申告すべきものを除く少額貨物については、これらを一括して一欄にまとめる。この場合に入力すべき品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号欄 ((a)～(e)) には、少額貨物以外のものについては、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力されるものとする。また、上記2により単独で一欄に申告し、又は一括して一欄にまとめられる少額貨物については、少額貨物以外のものが入力された後に入力されるものとし、当該少額貨物が2欄以上となる場合には、その額（10桁目が「X」となるものについては、その合計額）が大きいものから順に入力されるものとする。
- 4 課税価格の右欄 ((f)～(j)) には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記6の費用の加算が必要な場合にはこれを加算したものを本邦通貨へ換算した後の申告価格を記載することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 輸入者（買手）は、別紙1の仕入書価格の他に、(6)の貨物に使用される包装容器を輸出者（売手）に無償で提供し、その費用を負担している。当該容器の提供に係る費用は、\$320である。
- 7 別紙1の仕入書に記載されている貨物の性質及び英語の意味は、次の通りである。
 - ① (1)から(5)及び(7)の貨物は、いずれもメリヤス編み又はクロセ編みのものである。また、(4)から(7)の貨物には、プラスチック及びゴムは含まれていない。
 - ② (6)の貨物は、特に運動用に製造したものではない。
 - ③ (3)及び(7)の貨物（ゴーントリット）は、前腕の一部までを覆う長い手袋である。
 - ④ (7)の貨物は、注文の取集めのための見本であり、見本用にのみ適すると認められるため、関税定率法第14条第6号（注文の取集めのための見本の無条件免税）の規定により関税が免除される。申告価格は、1組（PR）につき\$5として、輸入（納税）申告を行う。
 - ⑤ Rayon は、再生繊維である。
- 8 申告年月日は、平成25年10月7日とする。

① 4203211003	② 4203291105	③ 6116101611
④ 6116101633	⑤ 6116101644	⑥ 611610261E
⑦ 611610261X	⑧ 6116102635	⑨ 611691095E
⑩ 611691095X	⑪ 6116920154	⑫ 6116920950
⑬ 611692095X	⑭ 6116990154	⑮ 6116990950

INVOICE

Seller J&J Corp.
157, River Avenue, Bronx
New York, U.S.A. 10481

Invoice No. and Date
JJ-19417 Sep. 6th, 2013

Reference No. JJ-0906

Buyer ABC Trading Co., Ltd. 1-1, Kasumigaseki 3-chome Chiyoda-ku, Tokyo, Japan		Country of Origin U.S.A.	
		L/C No. JJ-31156	Date Sep. 3 rd , 2013
Vessel on or about Funazo Maru Sep. 10 th , 2013		Issuing Bank Zaimu Bank	
From Via New York			
To Date Tokyo, Japan Sep. 30 th , 2013		Other Payment Terms	
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity (PRS)	Unit Price (Per PR) Amount (US\$)
STC ST-55515 Tokyo Made in U.S.A.	(1) Mittens of Cotton Coated with Rubber (Knitted, directly shaped)	450	6.00 2,700.00
	(2) Mitts of 60% Cotton, 40% Nylon Impregnated with Rubber (Crocheted, directly shaped)	280	4.50 1,260.00
	(3) Gauntlets of 50% Cotton, 50% Rayon Impregnated with Rubber (Crocheted, directly shaped)	60	15.00 900.00
	(4) Gloves of Silk (Made up by sewing)	180	65.00 11,700.00
	(5) Gloves of 85% Wool, 15% Nylon (Made up by sewing)	150	7.00 1,050.00
	(6) Gloves of Leather Containing Furskin	1,280	5.00 6,400.00
	(7) Gauntlets of Wool (Made up by sewing) FOR SAMPLE	50	NO COMMERCIAL VALUE
Total : 30 Cartons		CIF US \$ 24,010.00	
N/W : 250 kgs.		J&J Corp.	
G/W : 380 kgs.		(Signature) _____	

別紙 2

輸入申告事項登録 (輸入申告)			
共通部		繰返部	
			申告番号
大額/少額	L	申告種別	C
申告先種別		貨物識別	
識別番号		申告等予定年月日	
あて先官署		あて先部門	
輸入者	99999 ABC TRADING CO.,LTD.		
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1		
電話			
申告等予定者			
蔵置場所		一括申告	
B/L 番号 1		2	
3		4	
5			
貨物個数	30	CT	貨物重量(グロス) 380 KGM
貨物の記号等	AS PER ATTACHED SHEET		
積載船(機)		FUNAZO MARU	入港年月日 20130921
船(取)卸港	JPTYO	積出地 USNYC	貿易形態別符号 コンテナ本数
仕入書識別		電子仕入書受付番号	仕入書番号 JJ-19417
仕入書価格	A	CIF	USD 24010

輸入申告事項登録（輸入申告）									
共通部					繰返部				
<01欄>品目番号		(a)		品名			原産地 US - R		
数量1		数量2		輸入令別表		蔵置種別等			
BPR係数		運賃按分		課税価格		(f)			
関税減免税コード				関税減税額					
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額		内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額			
1				2					
3				4					
5				6					

<02欄>品目番号		(b)		品名			原産地 US - R		
数量1		数量2		輸入令別表		蔵置種別等			
BPR係数		運賃按分		課税価格		(g)			
関税減免税コード				関税減税額					
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額		内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額			
1				2					
3				4					
5				6					

<03欄>品目番号		(c)		品名			原産地 US - R		
数量1		数量2		輸入令別表		蔵置種別等			
BPR係数		運賃按分		課税価格		(h)			
関税減免税コード				関税減税額					
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額		内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額			
1				2					
3				4					
5				6					

<04欄>品目番号		(d)	品名			原産地	US	R
数量1		-	数量2		-	輸入令別表		蔵置種別等
BPR係数			運賃按分			課税価格		(i)
関税減免税コード			関税減税額					
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額			
1			2					
3			4					
5			6					

<05欄>品目番号		(e)	品名			原産地	US	R
数量1		-	数量2		-	輸入令別表		蔵置種別等
BPR係数			運賃按分			課税価格		(j)
関税減免税コード			関税減税額					
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額			
1			2					
3			4					
5			6					

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成 25. 9. 8 ～ 平成 25. 9.14	¥98.00
平成 25. 9.15 ～ 平成 25. 9.21	¥102.00
平成 25. 9.22 ～ 平成 25. 9.28	¥100.50
平成 25. 9.29 ～ 平成 25.10. 5	¥98.50

実行関税率表（抜すい）

第 42 類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンド
バッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

Chapter 42 Articles of leather; saddlery and harness;
travel goods, handbags and similar containers;
articles of animal gut (other than silkworm gut)

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
42.03			衣類及び衣類附属品（革製又はコン ポジションレザー製のものに限る。）						Articles of apparel and clothing accessories, of leather or of composition leather:
4203.10			衣類						Articles of apparel:
	100	0	1 毛皮をトリミングとして使用 したもの及び貴金属、これを張 り若しくはめっきした金属、貴 石、半貴石、真珠、さんご、ぞ うげ又はべっこうを使用したも の	40%	16%			DZ KG	1 Trimmed with furskin or combined or trimmed with precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious stones, semi- precious stones, pearls, coral, elephants' tusks or Bekko
	200	2	2 その他のもの	12.5%	10%			DZ KG	2 Other
4203.21			手袋、ミトン及びミット 特に運動用に製造したもの						Gloves, mittens and mitts: Specially designed for use in sports:
	100	3	1 毛皮付きのもの及び貴金 属、これを張り若しくはめっ きした金属、貴石、半貴石、 真珠、さんご、ぞうげ又はべっ こうを使用したもの	40%	16%			DZ KG	1 Containing furskin or combined or trimmed with precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious stones, semi-precious stones, pearls, coral, elephants' tusks or Bekko
			2 その他のもの	12.5%	(12.5%)				2 Other
	210	1	－野球用のもの					DZ KG	In baseball
	290	4	－その他のもの					DZ KG	Other
4203.29			その他のもの						Other:
			1 毛皮付きのもの及び貴金 属、これを張り若しくはめっ きした金属、貴石、半貴石、 真珠、さんご、ぞうげ又はべっ こうを使用したもの	40%					1 Containing furskin or combined or trimmed with precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious stones, semi-precious stones, pearls, coral, elephants' tusks or Bekko:

輸入申告書

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
(4203.29)	110	5	一革製のもの		14%			DZ KG	Of leather
	190	1	一コンポジションレザー製の もの		16%			DZ KG	Of composition leather
	200	4	2 その他のもの	10%	(10%)			DZ KG	2 Other
4203.30			ベルト及び負い革						Belts and bandoliers:
	100	1	1 毛皮をトリミングとして使用 したもの及び貴金属、これを張 り若しくはめっきした金属、貴 石、半貴石、真珠、さんご、ぞ うげ又はべっこうを使用したも の	40%	16%			DZ KG	1 Trimmed with furskin or combined or trimmed with precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious stones, semi- precious stones, pearls, coral, elephants' tusks or Bekko
	200	3	2 その他のもの	12.5%	(12.5%)			DZ KG	2 Other

第 62 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

Chapter 62 Articles of apparel and clothing accessories, not knitted or crocheted

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
61.16			手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						Gloves, mittens and mitts, knitted or crocheted:
6116.10			プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの						Impregnated, coated or covered with plastics or rubber:
			1 綿製のもの		7.4%				1 Of cotton:
			(1) プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	9%		× 無税 Free			(1) Impregnated, coated or covered with plastics:
	151	5	ー編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	152	6	ー縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
			(2) その他のもの	7.8%					(2) Other:
			ー手袋のもの			無税 Free			Gloves:
	161	1	ー編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	162	2	ー縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
			ー手袋以外のもの			× 無税 Free			Not gloves:
	163	3	ー編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	164	4	ー縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
			2 その他のもの		5.3%				2 Other:
			(1) プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	6.4%		× 無税 Free			(1) Impregnated, coated or covered with plastics:
	251	0	ー編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	252	1	ー縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
			(2) その他のもの	5.6%					(2) Other:
			ー手袋のもの			無税 Free			Gloves:
	261	3	ー編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped

輸入申告書

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
(6116.10)	262	4	――縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
			――手袋以外のもの			× 無税 Free			Not gloves:
	263	5	――編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	264	6	――縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
6116.91			その他のもの						Other:
			羊毛製又は織獣毛製のもの	6.4%	5.3%	× 無税 Free			Of wool or fine animal hair:
	015	5	――編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
6116.92	095	1	――縫製のもの					PR KG	Made up by sewing
			綿製のもの	9%	7.4%	× 無税 Free			Of cotton:
	015	4	――編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
6116.93	095	0	――縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
			合成繊維製のもの	6.4%	5.3%	× 無税 Free			Of synthetic fibres:
	015	3	――編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
6116.99	095	6	――縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
			その他の紡織用繊維性のもの	6%	5%	× 無税 Free			Of other textile materials:
	015	4	――編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	095	0	――縫製したもの					PR KG	Made up by sewing

正解 (a)－⑮ (b)－② (c)－④ (d)－⑩ (e)－⑨

(f)－1175850 (g)－675360 (h)－397980 (i)－195975 (j)－25125

1 為替レート

平成 25. 9.22 ～平成 25. 9.28 までのレートが適用され、\$ 1＝¥100.50 となる。

2 統計品目番号

(1) 綿製のミトン（ゴムを塗布したもので、編み上げたもの）→ 6116.10-163,3

綿製であり、「プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの」ではなく（ゴムを塗布したもの）、「手袋以外のもの（ミトン）」であり、「編み上げたもの」であるので、上記の番号に分類する。

(2) 綿製のミット（ゴムを染み込ませたもので、編み上げたもの）→ 6116.10-163,3

仕入書より、最も多く含まれている綿製のものとして分類する（解釈通則 3(b)）。綿製のミットで、「プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの」ではなく（ゴムを染み込ませたもの）、「手袋以外のもの（ミット）」であり、「編み上げたもの」であるので、上記の番号に分類する。

(3) 再生繊維製のゴーントリット（ゴムを染み込ませたもので、編み上げたもの）→ 6116.10-261,3

仕入書より、綿と再生繊維（Rayon）が 50% ずつ含まれており、いずれかが重要な特性を与えているとはいえないので、数字上の配列において最後となる「2 その他のもの（再生繊維製のもの）」として分類する（解釈通則 3(c)）。また、問題文本文より、ゴーントリットは、「手袋のもの」として分類する。「プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの」ではなく（ゴムを染み込ませたもの）、「編み上げたもの」であるので、上記の番号に分類する。

(4) 絹製の手袋（縫製したもの）→ 6116.99-095,0

問題文本文より、「プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの」ではなく、「その他の紡織用繊維製のもの（絹製）」であって、「縫製したもの」であるので、上記の番号に分類する。

(5) 羊毛製の手袋（縫製したもの）→ 6116.91-095,1

仕入書より、最も多く含まれている羊毛製のものとして分類する（解釈通則 3(b)）。問題文本文より、「プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの」ではなく、「縫製したもの」であるので、上記の番号に分類する。

(6) 革製の手袋 → 4203.29-110,5

革製であるので、61.16 項ではなく 42.03 項に分類する。問題文本文より、「特に運動用に製造したもの」ではないので、上記の番号に分類する。

(7) 羊毛製のゴーントリット（縫製したもの）→ 6116.91-095,1

問題文本文より、「プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの」ではなく、「羊毛製のもの」であって、「縫製したもの」であるので、上記の番号に分類する。

(1)と(2)の貨物は同一番号となり、一括して一欄で申告する。

(5)と(7)の貨物は同一番号となるが、問題文本文より、(7)の貨物は免税品であるので、一括して一欄で申告することができない。

3 課税価格

貨物(6)については、容器の費用 \$ 320 を加算する。

(f)…貨物(4)

\$ 11,700 × ¥100.5 = ¥1,175,850

(g)…貨物(6)

(\$ 6,400 + \$ 320) × ¥100.5 = ¥675,360

(h)…貨物(1), (2)

$$\$ 2,700 + \$ 1,260 = \$ 3,960$$

$$\$ 3,960 \times \text{¥} 100.5 = \text{¥} 397,980$$

(i)…貨物(3), (5) (20 万円以下一括)

$$\$ 900 + \$ 1,050 = \$ 1,950$$

$$\$ 1,950 \times \text{¥} 100.5 = \text{¥} 195,975$$

(j)…貨物(7) (免税品, 20 万円以下)

$$\$ 5 \times 50 = \$ 250$$

$$\$ 250 \times \text{¥} 100.5 = \text{¥} 25,125$$

貨物(3), (5)については、統計品目番号が異なるが、20 万円以下であるため、一括して一欄で申告する。
この際、これらのうち最も価格の大きい貨物(5)の番号で代表させ、10 桁目は「X」とする。

また、先に述べたように、貨物(7)は 20 万円以下であるが、免税品であるため、単独で一欄に申告する。

問題文本文の記載により、貨物(3), (5)及び貨物(7)については、価格が大きい貨物(3), (5)から順に入力する。

(問題2)

別紙1の仕入書及び下記事項により、「ガラス製品」の輸入申告を通関情報処理システム（NACCS システム）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a)～(e)) に入力すべき品目番号を、「実行関税率表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f)～(j)) に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一となるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 また、品目番号が異なるもののうち申告価格が20万円以下のものについては、これらを一括して一欄にまとめる。なお、この場合に入力すべき品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号欄 ((a)～(e)) には、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力されるものとし、上記2により一括して一欄にまとめるものについては、最後の欄に入力されるものとする。
- 4 課税価格の右欄 ((f)～(j)) には、別紙1の仕入書に記載された価格に、加算すべき場合には下記7の包装費用を加算した額を本邦通貨へ換算した後の申告価格を記載することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 別紙1の仕入書に記載されているユーロ建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている「ガラス製品」の商品説明は以下のとおりである。
 - ① すべて、ガラスセラミックス製のものではない。
 - ② (1)及び(2)の貨物は、いずれも脚付きのものではない。
 - ③ (3)から(7)の貨物につき、温度0度から300度までの範囲における1ケルビンについての線膨脹係数は、次の通りである。
 - (3) 1,000,000分の4.2
 - (4) 1,000,000分の7.5
 - (5) 1,000,000分の12
 - (6) 1,000,000分の8.4
 - (7) 1,000,000分の50
 - ④ (3)の貨物は、サラダ用のボウルであり、(5)の貨物はソースの包装に使用するものである。また、(6)の貨物は花瓶、(7)の貨物は灰皿である。
- 7 輸入者（買手）は、今回輸入する貨物を保護するために、特殊な包装費用として1,030ユーロを支払っている。
- 8 上記7の包装費用を加算する場合の申告価格への振り分けは価格按分とし、上記2により一欄にまとめる場合には、合算した後の仕入書価格により按分する。
- 9 申告年月日は、平成25年10月1日とする。

統計品目番号の選択肢

① 7010200002	② 7010900002	③ 7013100006
④ 7013220001	⑤ 7013280002	⑥ 7013370000
⑦ 701333000X	⑧ 701337000X	⑨ 7013410003
⑩ 7013420002	⑪ 7013490002	⑫ 701329000X
⑬ 7013910002	⑭ 701349000X	⑮ 7013990001

別紙 1

INVOICE

Seller CC Trading Co., Ltd.
via marconi5, Napoli
Italy

Invoice No. and Date
ROB-27038 Sep.15th, 2013

Reference No. STC-0807

Buyer ZAIMU Trading Co., Ltd. 1-2, Kasumigaseki 2 - chome, Chiyoda - ku, Tokyo, Japan		Country of Origin U.S.A		
		L/C No. HKB-351238	Date Sep. 10 th , 2013	
Vessel NIHON MARU	on or about Sep. 10th, 2013	Issuing Bank KASUMI Bank		
From Napoli	Via			
To Tokyo, Japan	Date Sep. 30 th , 2013	Other Payment Terms		
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity (pcs)	Unit Price (per pcs)	Amount (CIF EUR)
RTC RT 17771 Tokyo Made in U.S.A	(1) Drinking Glasses (PbO: 8 %)	960	5.50	5,280.00
	(2) Drinking Glasses (PbO:24%)	320	4.00	1,280.00
	(3) Bowls (PbO:10.5%)	200	12.50	2,500.00
	(4) Sugar Cases (PbO:15%)	125	11.80	1,350.00
	(5) Pots (PbO:12%)	850	3.60	3,060.00
	(6) Vases (PbO:9.5%)	135	18.00	2,430.00
	(7) Ash Tray (PbO:28%)	130	8.50	1,105.00
Total :50cartons		CIF EUR 17,005		
N/W : 1,145kgs.				
G/W : 1,847 kgs.		CC Trading Co., Ltd.		
(Signature) _____				

実勢外国為替相場の週間平均値
(1ユーロに対する円相場)

期	間	週間平均値
平成 25. 9. 1	～ 平成 25. 9. 7	¥ 104.00
平成 25. 9. 8	～ 平成 25. 9.14	¥ 102.00
平成 25. 9.15	～ 平成 25. 9.21	¥ 100.50
平成 25. 9.22	～ 平成 25. 9.28	¥ 99.00

実行関税率表（抜すい）

第 70 類 ガラス及びその製品

Chapter 70 Glass and glassware

号注

1 第 7013.22 号、第 7013.33 号、第 7013.41 号及び第 7013.91 号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (PbO) の含有量が全重量の 24% 以上のガラスのみをいう。

Subheading Note.

1. For the purposes of subheadings 7013.22, 7013.33, 7013.41 and 7013.91, the expression "lead crystal" means only glass having a minimum lead monoxide (PbO) content by weight of 24%.

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
70.10			ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品						Carboys, bottles, flasks, jars, pots, phials, ampoules and other containers, of glass, of a kind used for the conveyance or packing of goods; preserving jars of glass; stoppers, lids and other closures, of glass:
7010.10	000	5	アンプル	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Ampoules
7010.20	000	2	栓、ふたその他これらに類する物品	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Stoppers, lids and other closures
7010.90	000	2	その他のもの	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Other
70.11			ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）						Glass envelopes (including bulbs and tubes), open, and glass parts thereof, without fittings, for electric lamps, cathode-ray tubes or the like:
7011.10	000	3	電灯用のもの	無税 Free	(無税) (Free)			KG	For electric lighting
7011.20	000	0	陰極線管用のもの	無税 Free	(無税) (Free)			KG	For cathode-ray tubes
7011.90	000	0	その他のもの	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Other
70.13			ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。）						Glassware of a kind used for table, kitchen, toilet, office, indoor decoration or similar purposes (other than that of heading 70.10 or 70.18):
7013.10	000	6	ガラスセラミックス製のもの	4.6%	3.1%	無税 Free		KG	Of glass-ceramics
			脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）						Stemware drinking glasses, other than of glass-ceramics:
7013.22	000	1	鉛ガラス製のもの	4.6%	3.1%	無税 Free		KG	Of lead crystal

輸入申告書

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
7013.28	000	2	その他のもの	4.6%	3.1%	無税 Free		KG	Other
			その他のコップ類（ガラスセラ ミックス製のものを除く。）						Other drinking glasses, other than of glass ceramics:
7013.33	000	4	鉛ガラス製のもの	4.6%	3.1%	無税 Free		KG	Of lead crystal
7013.37	000	0	その他のもの	4.6%	3.1%	無税 Free		KG	Other
			食卓用又は台所用に供する種類の ガラス製品（コップ類及びガラス セラミックス製のものを除く。）						Glassware of a kind used for table (other than drinking glasses) or kitchen purposes, other than of glass-ceramics:
7013.41	000	3	鉛ガラス製のもの	5.8%	3.9%	無税 Free		KG	Of lead crystal
7013.42	000	2	線膨脹係数が温度 0 度から 300 度までの範囲において 1 ケルビ ンにつき 1,000,000 分の 5 以下 のもの	5.8%	3.9%	無税 Free		KG	Of glass having a linear coefficient of expansion not exceeding 5×10^{-6} per Kelvin within a temperature range of 0°C to 300°C
7013.49	000	2	その他のもの	5.8%	3.9%	無税 Free		KG	Other
			その他のガラス製品						Other glassware:
7013.91	000	2	鉛ガラス製のもの	5.8%	3.9%	無税 Free		KG	Of lead crystal
7013.99	000	1	その他のもの	5.8%	3.9%	無税 Free		KG	Other

正解 (a)－⑥ (b)－② (c)－⑩ (d)－⑮ (e)－⑭

(f)－562781 (g)－326157 (h)－266468 (i)－259007 (j)－398103

1 為替レート

為替レートは、平成 25. 9.15 ～平成 25. 9.21 までのレートが適用され、EUR 1＝¥100.50 となる。

2 統計品目番号

(1) 7013.37-000,0

(2) 7013.33-000,4

(3) 7013.42-000,2

(4) 7013.49-000,2

(5) 7010.90-000,2

包装用のガラス製品であり、「つぼ」であるので、70.13 項の記載により、70.10 項に分類される。

(6) 7013.99-000,1

(7) 7013.91-000,2

(2), (4)及び(7)は品目番号が異なるが、20 万円以下であるため、一括して1 欄で申告する。この際、価格の大きい(4)の番号で代表させ、10 桁目は「X」とする。

3 課税価格

特殊な包装費用 EUR 1,030 は加算要素であり、価格按分して加算を行う。

貨物の仕入書価格の合計は、EUR 17,005

申告すべき価格（課税価格）の合計は、EUR 17,005 + EUR 1,030 = EUR 18,035

(f)…貨物(1)

$\text{EUR } 5,280 \times \text{EUR } 18,035 / \text{EUR } 17,005 \times \text{¥}100.5$
 $= \text{¥}562,781.08 \cdots \rightarrow \text{¥}562,781$ (円未満切捨て)

(g)…貨物(5)

$\text{EUR } 3,060 \times \text{EUR } 18,035 / \text{EUR } 17,005 \times \text{¥}100.5$
 $= \text{¥}326,157.22 \cdots \rightarrow \text{¥}326,157$ (円未満切捨て)

(h)…貨物(3)

$\text{EUR } 2,500 \times \text{EUR } 18,035 / \text{EUR } 17,005 \times \text{¥}100.5$
 $= \text{¥}266,468.31 \cdots \rightarrow \text{¥}266,468$ (円未満切捨て)

(i)…貨物(6)

$\text{EUR } 2,430 \times \text{EUR } 18,035 / \text{EUR } 17,005 \times \text{¥}100.5$
 $= \text{¥}259,007.20 \cdots \rightarrow \text{¥}259,007$ (円未満切捨て)

(j)…貨物(2), (4), (7) (20 万円以下一括)

$\text{EUR } 1,280 + \text{EUR } 1,350 + \text{EUR } 1,105 = \text{€}3,735$
 $\text{EUR } 3,735 \times \text{EUR } 18,035 / \text{EUR } 17,005 \times \text{¥}100.5$
 $= \text{¥}398,103.66 \cdots \rightarrow \text{¥}398,103$ (円未満切捨て)

(問題3)

別紙1の仕入書及び下記事項により、「紡毛織物」の輸入申告を通関情報処理システム（NACCSシステム）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a)～(e)) に入力すべき品目番号を、「実行関税率表」(抜すい) を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f)～(j)) に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一となるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 また、品目番号が異なるもののうち申告価格が20万円以下のものについては、これを一括して一欄にまとめる。なお、この場合に入力すべき品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号欄 ((a)～(e)) には、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力されるものとし、上記2により一括して一欄にまとめるものについては、最後の欄に入力されるものとする。
- 4 課税価格の右欄 ((f)～(j)) には、別紙1の仕入書に記載された価格に下記7の運賃、保険料を加算した額を本邦通貨へ換算した後の申告価格を記載することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている「紡毛織物」の商品説明は以下のとおりである。
 - ① 混用繊維として用いられている人造繊維は、すべて長繊維のものとする。
 - ② 貨物の品名とともに記載されている繊維は、混用繊維を示しており、その割合は、当該繊維の重量の全重量に対する割合である。
 - ③ 「flax」、「jute」は天然繊維である。
- 7 本邦到着までの運賃及び保険料は、G / W 1 kgにつき0.7米ドルが本邦で支払われる。
- 8 上記7の運賃及び保険料の申告価格への振り分けは価格按分とし、上記2により一欄にまとめる場合には、合算した後の仕入書価格により按分する。
- 9 申告年月日は、平成25年10月1日とする。

統計品目番号の選択肢

① 5111110104	② 5111110211	③ 5111110222
④ 5111190103	⑤ 5111190206	⑥ 5111200102
⑦ 511120021X	⑧ 5111200220	⑨ 5111300213
⑩ 5111300224	⑪ 5111900102	⑫ 511190021X
⑬ 5111900216	⑭ 511190022X	⑮ 5111900220

別紙 1

INVOICE

Seller BBG Corp.
55 East 50th Street,
Los Angeles, Ca80210

Invoice No. and Date
RBA-27038 Sep.16th, 2013

Reference No. STC-0807

Buyer ZAIMU Corporation 1-2, Kasumigascki 2 - chome, Chiyoda - ku, Tokyo, Japan		Country of Origin U.S.A	
		L/C No. HKB-351238	Date Sep. 11 th , 2013
Vessel NIHON MARU	on or about Sep. 11 th , 2013	Issuing Bank KASUMI Bank	
From Los Angeles	Via		
To Tokyo, Japan	Date Sep. 30 th , 2013	Other Payment Terms	
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price (per KG)
	<u>Woven Fabrics of Carded Wool</u>		Amount (FOB US \$)
RTC	(1) acrylic:12%	760KG	5.80
		2980m ²	
RT 72508	(2) nylon: 9 % ,polyester 8 %	880KG	5.25
		4,520m ²	
Tokyo	(3) silk: 5 % , acrylic: 5 %	210KG	6.50
		980m ²	
Made in U.S.A	(4) silk:10% ,flax7%	360KG	11.80
		1,900m ²	
	(5) silk:11% ,polyester 2 %	320KG	10.75
		1,010m ²	
	(6) acetate:10% ,polyester 9 %	240KG	4.80
		1,050m ²	
	(7) jute:11% ,flax7%	200KG	7.50
		850m ²	
Total :85cartons		FOB US \$ 20,733	
N/W : 2,970kgs.		BBG Corp.	
G/W : 3,560kgs.		(Signature) _____	

輸入申告書

別紙 3

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期	間	週間平均値
平成 25. 9. 1	～ 平成 25. 9. 7	¥80.50
平成 25. 9. 8	～ 平成 25. 9.14	¥79.50
平成 25. 9.15	～ 平成 25. 9.21	¥78.00
平成 25. 9.22	～ 平成 25. 9.28	¥76.50

実行関税率表（抜すい）

第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

Chapter 51 Wool, fine or coarse animal hair; horsehair yarn and woven fabric

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
51.10									
5110.00	000	0	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものではないかを問わない。）	3%	2.5%	無税 Free		KG	Yarn of coarse animal hair or of horse hair (including gimped horsehair yarn), whether or not put up for retail sale
51.11			紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。） 羊毛又は織獣毛の重量が全重量の85%以上のもの						Woven fabrics of carded wool or of carded fine animal hair: Containing 85 % or more by weight of wool or of fine animal hair:
5111.11			重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの						Of a weight not exceeding 300 g/m ² :
	010	4	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	8%	6.6%	3.96% × 無税 Free		SM KG	1 Containing more than 10% by weight of silk
			2 その他のもの						2 Other:
	021	1	(1) 重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの	9.6% 又は 160円/m ² のうちいずれか高い税率 9.6% or 160yen/m ² , whichever is the greater	7.9% 又は 130円/m ² のうちいずれか高い税率 7.9% or 130yen/m ² , whichever is the greater	4.74% 又は 78円/m ² のうちいずれか高い税率 4.74% or 78yen/m ² , whichever is the greater × 無税 Free		SM KG	(1) Of a weight exceeding 200 g/m ²
	022	2	(2) その他のもの	6.4%	5.3%	3.18% × 無税 Free		SM KG	(2) Other
5111.19			その他のもの						Other:
	010	3	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	8%	6.6%	3.96 % × 無 税 Free		SM KG	1 Containing more than 10% by weight of silk

輸入申告書

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
(5111.19)	020	6	2 その他のもの	9.6 % 又は 160 円 / m ² のうちいずれか高い税率 9.6 % or 160yen/ m ² , which-ever is the greater	7.9 % 又は 130 円 / m ² のうちいずれか高い税率 7.9 % or 130yen/ m ² , which-ever is the greater	4.74% 又は 78 円 / m ² のうちいずれか高い税率 4.74% or 78yen/ m ² , which-ever is the greater × 無税 Free		SM KG	2 Other
5111.20			その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）						Other, mixed mainly or solely with manmade filaments:
	010	2	1 絹の重量が全重量の 10% を超えるもの	8%	6.6%	3.96% × 無税 Free		SM KG	1 Containing more than 10% by weight of silk
			2 その他のもの						2 Other:
	021	6	(1) 重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもの	9.6 % 又は 160 円 / m ² のうちいずれか高い税率 9.6 % or 160yen/ m ² , which-ever is the greater	7.9 % 又は 130 円 / m ² のうちいずれか高い税率 7.9 % or 130yen/ m ² , which-ever is the greater	4.74% 又は 78 円 / m ² のうちいずれか高い税率 4.74% or 78yen/ m ² , which-ever is the greater × 無税 Free		SM KG	(1) Of a weight exceeding 200 g/m ²
5111.30	022	0	(2) その他のもの	6.4%	5.3%	3.18% × 無税 Free		SM KG	(2) Other
			その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）						Other, mixed mainly or solely with manmade staple fibres:
	010	6	1 絹の重量が全重量の 10% を超えるもの	8%	6.6%	3.96% × 無税 Free		SM KG	1 Containing more than 10% by weight of silk
			2 その他のもの						2 Other:

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特恵 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
(5111.30) 5111.90	021	3	(1) 重量が1平方メートルにつ き 200 グラムを超えるもの	9.6 % 又 は 160 円 / m ² の うちい ずれか 高い 税率 9.6 % or 160yen/ m ² , which- ever is the greater	7.9 % 又 は 130 円 / m ² の うちい ずれか 高い 税率 7.9 % or 130yen/ m ² , which- ever is the greater	4.74% 又 は 78 円 / m ² の うちい ずれか 高い 税率 4.74% or 78yen/ m ² , which- ever is the greater × 無税 Free		SM KG	(1) Of a weight exceeding 200 g/m ²
	022	4	(2) その他のもの	6.4%	5.3%	3.18% × 無税 Free		SM KG	(2) Other
			その他のもの						Other:
	010	2	1 絹の重量が全重量の 10 % を 超えるもの	8%	6.6%	3.96% × 無税 Free		SM KG	1 Containing more than 10% by weight of silk
			2 その他のもの						2 Other:
	021	6	(1) 重量が1平方メートルにつ き 200 グラムを超えるもの	9.6 % 又 は 160 円 / m ² の うちい ずれか 高い 税率 9.6 % or 160yen/ m ² , which- ever is the greater	7.9 % 又 は 130 円 / m ² の うちい ずれか 高い 税率 7.9 % or 130yen/ m ² , which- ever is the greater	4.74% 又 は 78 円 / m ² の うちい ずれか 高い 税率 4.74% or 78yen/ m ² , which- ever is the greater × 無税 Free		SM KG	(1) Of a weight exceeding 200 g/m ²
	022	0	(2) その他のもの	6.4%	5.3%	3.18% × 無税 Free		SM KG	(2) Other

正解 (a)－② (b)－⑧ (c)－⑮ (d)－④ (e)－⑫

(f)－ 504417 (g)－ 403673 (h)－ 371169 (i)－ 300570 (j)－ 231719

Ⅰ 為替レート

為替レートは、平成 25. 9.15～平成 25. 9.21 までのレートが適用され、\$ 1＝¥78.00 となる。

Ⅱ 統計品目番号

仕入書より、貨物(1)、(3)、(5)は羊毛が 85%以上のものとして、貨物(2)、(4)、(6)、(7)は羊毛が 85%未満のものとして分類する。

(1) 5111.11-021,1

(2) 5111.20-022,0

(3) 5111.11-021,1

(4) 5111.90-022,0

(5) 5111.19-010,3

(6) 5111.20-021,6

(7) 5111.90-021,6

(1)及び(3)は品目番号が同一となるため、一括して 1 欄で申告する。

(6)及び(7)は品目番号が異なるが、20 万円以下であるため、一括して 1 欄で申告する。この際、価格の大きい(7)の番号で代表させ、10 桁目は「X」とする。

Ⅲ 課税価格運賃及び保険料の合計額は、 $\$0.7 \times 3,560\text{kg} = \$2,492$

貨物の仕入書価格の合計は、\$ 20,733

課税価格の合計は、 $\$20,733 + \$2,492 = \$23,225$

(f)…貨物(1)(3)

 $\$4,408 + \$1,365 = \$5,773$ $\$5,773 \times \$23,225 / \$20,733 \times ¥78$ $= ¥504,417.02 \cdots \rightarrow ¥504,417$ (円未満切捨て)

(g)…貨物(2)

 $\$4,620 \times \$23,225 / \$20,733 \times ¥78$ $= ¥403,673.41 \cdots \rightarrow ¥403,673$ (円未満切捨て)

(h)…貨物(4)

 $\$4,248 \times \$23,225 / \$20,733 \times ¥78$ $= ¥371,169.84 \cdots \rightarrow ¥371,169$ (円未満切捨て)

(i)…貨物(5)

 $\$3,440 \times \$23,225 / \$20,733 \times ¥78$ $= ¥300,570.68 \cdots \rightarrow ¥300,570$ (円未満切捨て)

(j)…貨物(6)、(7) (20 万円以下一括)

 $\$1,152 + \$1,500 = \$2,652$ $\$2,652 \times \$23,225 / \$20,733 \times ¥78$ $= ¥231,719.02 \cdots \rightarrow ¥231,719$ (円未満切捨て)

【問題 4】

別紙 1 の仕入書及び下記事項により、「床用敷物」の輸入申告を通関情報処理システム（NACCS システム）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙 2 の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a)～(e)) に入力すべき品目番号を、「実行関税率表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙 2 の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f)～(j)) に入力すべき申告価格（関税定率法第 4 条から第 4 条の 8 まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一となるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 また、品目番号が異なるもののうち申告価格が 20 万円以下のものについては、これらを一括して一欄にまとめる。なお、この場合に入力すべき品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10 桁目は「X」とする。
- 3 品目番号欄 ((a)～(e)) には、申告価格（上記 1 によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力されるものとし、上記 2 により一括して一欄にまとめるものについては、最後の欄に入力されるものとする。
- 4 課税価格の右欄 ((f)～(j)) には、別紙 1 の仕入書に記載された価格に下記 7 の運賃、保険料を加算した額を本邦通貨へ換算した後の申告価格を記載することとする。なお、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 別紙 1 の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙 3 の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙 1 の仕入書に記載されている「床用敷物」の商品説明は以下のとおりである。
 - ① (1)から(7)の貨物は、すべて製品にしたものであり、結びパイルのものではない。
 - ② (1)から(7)の貨物は、(5)の貨物を除き、タフトしたものではなく、(3)及び(7)の貨物を除き、フロック加工はされていない。
- 7 本邦到着までの運賃及び保険料は、G / W 1 kg につき 0.8 米ドルが本邦で支払われる。
- 8 上記 7 の運賃及び保険料の申告価格への振り分けは価格按分とし、上記 2 により一欄にまとめる場合には、合算した後の仕入書価格により按分する。
- 9 申告年月日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。

統計品目番号の選択肢

① 5702200000	② 5702320002	③ 5702390201
④ 5702410000	⑤ 5702421001	⑥ 5702422003
⑦ 570241000X	⑧ 570249020X	⑨ 5702990204
⑩ 5703302006	⑪ 5703900101	⑫ 5704100006
⑬ 5704902000	⑭ 5705000103	⑮ 5705000291

INVOICE

Seller TOND Trading Co., Ltd.
45 Sultanahmet, Istanbul,
TURKEY

Invoice No. and Date
RBA-27038 Sep.16th, 2013

Reference No. STC-0807

Buyer ZAIMU Trading Corporation 1-2, Kasumigaseki 2 - chome, Chiyoda - ku, Tokyo, Japan		Country of Origin L/C No. HKB-156872		TURKEY Date Sep. 11 th , 2013
Vessel NIHON MARU	on or about Sep. 30 th , 2013	Issuing Bank KASUMI Bank		
From Istanbul	Via			
To Tokyo, Japan	Date Sep. 30 th , 2013	Other Payment Terms		
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity sheet	Unit Price per sheet	Amount US \$
KTC	(1) Door Mat of coir	80	15.50	1,240.00
KT 16777	(2) Bath Mat of wool (of pile construction)	200	12.00	2,500.00
Tokyo	(3) Tiles of felt(flocked)	100	16.50	1,650.00
Made in TURKEY	0.5m×0.5m fine animal hair: 90%, polyester: 10%			
	(4) Tiles of felt 5.5m×6.0m wool: 92%, cotton: 8%	15	240.00	3,600.00
	(5) Carpets (tufted) cotton: 60%, rayon: 40%	40pcs	110.00	4,400.00
	(6) Carpets of flax (of pile construction)	12pcs	120.00	1,440.00
	(7) Carpets of silk (flocked)	10pcs	450.00	4,500.00
Total : 50cartons		FOB US \$ 19,330		
N/W : 1,960kgs.				
G/W : 2,380kgs.		TOND Trading Co., Ltd.		
(Signature) _____				

別紙 3

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期	間	週間平均値
平成 25. 9. 1	～ 平成 25. 9. 7	¥ 80.50
平成 25. 9. 8	～ 平成 25. 9.14	¥ 79.50
平成 25. 9.15	～ 平成 25. 9.21	¥ 78.00
平成 25. 9.22	～ 平成 25. 9.28	¥ 76.50

実行関税率表（抜すい）

第 57 類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

Chapter 57 Carpets and other textile floor coverings

注

1 この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。

2 この類には、床用敷物の下敷きを含まない。

Notes.

1.- For the purposes of this Chapter, the term "carpets and other textile floor coverings" means floor coverings in which textile materials serve as the exposed surface of the article when in use and includes articles having the characteristics of textile floor coverings but intended for use for other purposes.

2.- This Chapter does not cover floor covering underlays.

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
57.01			じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）						Carpets and other textile floor coverings, knotted, whether or not made up:
5701.10	000	5	羊毛製又は織獣毛製のもの	9.6%	7.9%	1.58% × 無税 Free		SM KG	Of wool or fine animal hair
5701.90	000	2	その他の紡織用繊維製のもの	9.6%	7.9%	1.58% × 無税 Free		SM KG	Of other textile materials
57.02			じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）						Carpets and other textile floor coverings, woven, not tufted or flocked, whether or not made up, including "Kelem", "Schumacks", "Karamanie" and similar hand-woven rugs:
5702.10	000	3	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	6%	(6%)	3.6% × 無税 Free		SM KG	"Kelem", "Schumacks", "Karamanie" and similar hand-woven rugs
5702.20	000	0	ココヤシ繊維（コイヤ）製の床用敷物	5.2%	無税 Free	無税 Free		SM KG	Floor coverings of coconut fibres (coir)
			その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）						Other, of pile construction, not made up:
5702.31	000	3	羊毛製又は織獣毛製のもの	9.6%	8.1%	4.86% × 無税 Free		SM KG	Of wool or fine animal hair
5702.32	000	2	人造繊維材料製のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free		SM KG	Of man-made textile materials
5702.39			その他の紡織用繊維製のもの						Of other textile materials:
	010	5	1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04% × 無税 Free		SM KG	1 Of cotton

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
(5702.39)	020	1	2 その他のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free		SM KG	2 Other
			その他のもの（パイル織物のもの で製品にしたものに限る。）						Other, of pile construction, made up:
5702.41	000	0	羊毛製又は繊獣毛製のもの	9.6%	8.1%	4.86% × 無税 Free		SM KG	Of wool or fine animal hair
5702.42			人造繊維材料製のもの		7.9%				Of man-made textile materials:
	100	1	1 自動車用に適する寸法及び 形状のもの	無税 Free				KG	1 Of size and shape suitable for incorporation in motor vehicles
	200	3	2 その他のもの	9.6%		4.74% × 無税 Free		SM KG	2 Other
5702.49			その他の紡織用繊維製のもの						Of other textile materials:
	010	2	1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04% × 無税 Free		SM KG	1 Of cotton
	020	5	2 その他のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free		SM KG	2 Other
5702.50			その他のもの（パイル織物のもの 及び製品にしたものを除く。）						Other, not of pile construction, not made up:
	100	0	1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04% × 無税 Free		SM KG	1 Of cotton
			2 その他のもの	9.6%		× 無税 Free			2 Other:
	910	5	－羊毛製又は繊獣毛製のもの		8.1%	4.86%		SM KG	Of wool or fine animal hair
	990	1	－その他のもの		7.9%	4.74%		SM KG	Other
			その他のもの（製品にしたものに 限るものとし、パイル織物のもの を除く。）						Other, not of pile construction, made up:
5702.91	000	6	羊毛製又は繊獣毛製のもの	9.6%	8.1%	4.86% × 無税 Free		SM KG	Of wool or fine animal hair
5702.92	000	5	人造繊維材料製のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free		SM KG	Of man-made textile materials
5702.99			その他の紡織用繊維製のもの						Of other textile materials:

輸入申告書

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
(5702.99)	010	1	1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04% × 無税 Free		SM KG	1 Of cotton
	020	4	2 その他のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free		SM KG	2 Other
57.03			じゅうたんその他の紡織用繊維の床 用敷物（タフトしたものに限るもの とし、製品にしたものであるかない かを問わない。）						Carpets and other textile floor coverings, tufted, whether or not made up:
5703.10	000	1	羊毛製又は織獣毛製のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free		SM KG	Of wool or fine animal hair
5703.20			ナイロンその他のポリアミド製の もの		6.3%				Of nylon or other polyamides:
	100	0	1 自動車用に適する寸法及び形 状のもの	無税 Free				KG	1 Of size and shape suitable for incorporation in motor vehicles
			2 その他のもの	9.6%		3.78% × 無税 Free			2 Other:
	210	5	ータイル(表面積が0.3平方メー トル以下のものに限る。)					SM KG	Tiles, having a maximum surface area of 0.3m ²
	290	1	ーその他のもの					SM KG	Other
5703.30			その他の人造繊維材料製のもの		6.3%				Of other man-made textile materials:
	100	4	1 自動車用に適する寸法及び形 状のもの	無税 Free				KG	1 Of size and shape suitable for incorporation in motor vehicles
	200	6	2 その他のもの	9.6%		3.78% × 無税 Free		SM KG	2 Other
5703.90			その他の紡織用繊維製のもの						Of other textile materials:
	010	1	1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04% × 無税 Free		SM KG	1 Of cotton
	020	4	2 その他のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free		SM KG	2 Other
57.04			じゅうたんその他の紡織用繊維の床 用敷物（フェルト製のものに限るも のとし、製品にしたものであるかな いかを問わず、タフトし又はフロッ ク加工したものを除く。）						Carpets and other textile floor coverings, of felt, not tufted or flocked, whether or not made up:
5704.10	000	6	タイル（表面積が0.3平方メー トル以下のものに限る。）	9%	7.4%	無税 Free		SM KG	Tiles, having a maximum surface area of 0.3m ²

番号 NO	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特恵 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
5704.90			その他のもの		7.4%				Other:
	100	5	1 自動車用に適する寸法及び形状のもの	無税 Free				KG	1 Of size and shape suitable for incorporation in motor vehicles
	200	0	2 その他のもの	9%		無税 Free		SM KG	2 Other
57.05									
5705.00			じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）						Other carpets and other textile floor coverings, whether or not made up:
	010	3	1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04% × 無税 Free		SM KG	1 Of cotton
			2 その他のもの	9.6%	7.9%	4.74% × 無税 Free			2 Other:
	022	1	一人造繊維材料製のもの					SM KG	Of man-made textile materials
	029	1	一その他のもの					SM KG	Other

正解 (a)－⑮ (b)－⑪ (c)－⑬ (d)－④ (e)－⑧
(f)－ 526950 (g)－ 377005 (h)－ 308458 (i)－ 214207 (j)－ 229630

Ⅰ 為替レート

為替レートは、平成 25. 9.15 ～平成 25. 9.21 までのレートが適用され、\$ 1＝¥78.00 となる。

Ⅱ 統計品目番号

- (1) 5702.20-000,0
- (2) 5702.41-000,0
- (3) 5705.00-029,1
- (4) 5704.90-200,0
- (5) 5703.90-010,1
- (6) 5702.49-020,5
- (7) 5705.00-029,1

(3)及び(7)は品目番号が同一となるため、一括して1欄で申告する。

(1)及び(6)は品目番号が異なるが、20万円以下であるため、一括して1欄で申告する。この際、価格の大きい(6)の番号で代表させ、10桁目は「X」とする。

Ⅲ 課税価格

運賃及び保険料の合計額は、 $\$ 0.8 \times 2,380\text{kg} = \$ 1,904$

貨物の仕入書価格の合計は、\$ 19,330

課税価格の合計は、 $\$ 19,330 + \$ 1,904 = \$ 21,234$

(f)…貨物(3), (7)

$\$ 1,650 + \$ 4,500 = \$ 6,150$

$\$ 6,150 \times \$ 21,234 / \$ 19,330 \times ¥78$

$= ¥ 526,950.32 \cdots \rightarrow ¥ 526,950$ (1円未満切捨て)

(g)…貨物(5)

$\$ 4,400 \times \$ 21,234 / \$ 19,330 \times ¥78$

$= ¥ 377,005.11 \cdots \rightarrow ¥ 377,005$ (1円未満切捨て)

(h)…貨物(4)

$\$ 3,600 \times \$ 21,234 / \$ 19,330 \times ¥78$

$= ¥ 308,458.72 \cdots \rightarrow ¥ 308,458$ (1円未満切捨て)

(i)…貨物(2)

$\$ 2,500 \times \$ 21,234 / \$ 19,330 \times ¥78$

$= ¥ 214,207.44 \cdots \rightarrow ¥ 214,207$ (1円未満切捨て)

(j)…貨物(1), (6) (20万円以下一括)

$\$ 1,240 + \$ 1,440 = \$ 2,680$

$\$ 2,680 \times \$ 21,234 / \$ 19,330 \times ¥78$

$= ¥ 229,630.38 \cdots \rightarrow ¥ 229,630$ (1円未満切捨て)